

川島桶川資源循環組合監査委員に関する条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第 2 条 法第 199 条第 4 項の規定による監査は、その都度期日を指定し、これを行う。

2 前項の監査を行うときは、あらかじめその期日の 15 日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

(行政監査、随時監査、補助団体等の監査及び公金の収納等の監査)

第 3 条 前条第 2 項の規定は、法第 199 条第 2 項及び第 5 項の規定による監査並びに同条第 7 項並びに第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査（管理者の要求に係るものを除く。）について準用する。

(請求又は要求による監査)

第 4 条 法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項及び第 7 項、第 235 条の 2 第 2 項並びに第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10 日以内に監査に着手しなければならない。

2 法第 75 条第 3 項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第 98 条第 2 項の規定による監査の結果に関する報告、第 199 条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、第 235 条の 2 第 3 項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の賠償責任

の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（例月出納検査）

第5条 法第235条の2第1項に規定する例日は、20日とする。ただし、その日が川島桶川資源循環組合の休日を定める条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第1号）第2条第1項に規定する組合の休日である場合その他やむを得ない理由のあるときは、変更することができる。

（決算、証書類等の審査）

第6条 法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて管理者に回付しなければならない。

（公表）

第7条 監査に関する公表は、川島桶川資源循環組合公告式条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

（委任）

第8条 この条例に規定するもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。